

尼崎市都市計画審議会公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、尼崎市都市計画審議会（以下「審議会」という）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市民への周知)

第2条 会議の開催にあたっては、7日前までに会議の開催予定内容を市民に知らせるものとする。ただし、会議を緊急に開催する場合はこの限りでない。

2 前項の公表は、尼崎市役所1階掲示板への掲示、都市計画課の窓口での掲示及び尼崎市のホームページ上への掲載等の方法により行うほか、可能な範囲で市報に掲載する。

3 公表する事項は以下の通りとする。ただし、市報についてはこの限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 審議事項
- (4) 傍聴の可否
- (5) 傍聴の定員
- (6) 傍聴の受付時間
- (7) 事務局の連絡先
- (8) その他の注意事項

(傍聴の手続き等)

第3条 傍聴者の定員は原則10人とする。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。

2 傍聴の希望者（以下「希望者」という。）は、当日、会議開催30分前までに会議室前に参集し、受付簿に必要事項を記入することによって行うものとする。

3 希望者が定員を超える時は、申込者間の協議又は抽選で傍聴者を決定する。

4 開会30分前以降の希望者については、定員の範囲内において、先着順で傍聴できるものとする。

(傍聴券の発行)

第4条 傍聴者は傍聴券の交付を受け、これを着用しなければならない。

2 傍聴券を持たない者は、会議を傍聴することができない。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときに傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 次に該当する者は傍聴することができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類の着用又は装備している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類またラジオ、拡声器を携帯している者
- (6) 写真機、撮影機、録音機その他の類を携帯している者
- (7) 児童及び幼児（ただし、会長が認める場合はこの限りでない。）
- (8) その他、審議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると会長が認めた者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、係員の指示に従い、次の事項を守らねばならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (4) 飲食・喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話は使用しないこと。なお、携帯電話の電源は切ること。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴者は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ申し出て、会長が審議会に諮り許可を得た場合は、議事に入る前に限り認める。この場合、第5条第6項の規定は使用しない。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、次の各号に規定する場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 尼崎市都市計画審議会議事規程第4条の3の規定により会議が非公開と決したとき
- (2) 傍聴者が、この要綱に違反し、会長が退場を命じたとき

(会議資料の取扱い)

第9条 会議資料は、原則として傍聴者に配布するものとする。

(報道関係者の取扱い)

第10条 報道関係者(尼崎市記者クラブに所属する記者をいう。)は、第3条の規定に関わらず公開の会議を傍聴することができる。

2 第5条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の審議会を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

(口頭意見陳述)

第11条 会長が口頭意見陳述を必要と認めた場合、審議会に諮り決定する。

2 口頭意見陳述の実施要領は別に定める。

(会議の要旨の公開)

第12条 会議録作成後、その要旨を尼崎市のホームページで公開する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が審議会に諮り定めるものとする。

附則

この要綱は平成15年8月1日から施行し、同日以後に開催する審議会について適用する。